

令和8年度 地域自立支援協議会交流会

地域の多彩な立場がつながり合い、当事者が望む地域生活を支える
重層的な相談支援体制を考える



八王子市の相談支援体制について

令和 8年 8月 24日 (月)

八王子市基幹相談支援センターおおるり統括相談員

八王子市障害者地域自立支援協議会 相談支援・地域移行部会部会長

中島美穂子



「重層的支援体制整備事業」と「重層的な相談支援体制」の整理

目的や法律、対象、仕組みが異なりますが、互いに連携して地域の支援力を高めます。

重層的支援体制整備事業（社会福祉法）

目的	制度や分野を超えて、 複雑化・複合化した課題を抱える 本人・世帯を支える仕組み
法律	社会福祉法
対象	高齢・障害・子ども・生活困窮など 全分野・全世代
仕組み	包括的な支援体制づくり (相談支援・参加支援・地域づくり)
担い手	市町村全体 (地域の多様な機関・支援者と連携)



4つの取組

① 包括的相談支援



属性や世代を問わず
断らない・受け止める相談

② 多機関協働



関係機関が連携し、
支援をつなぎ、
支え合う

③ 参加支援



本人の希望に応じた
社会参加や就労、
居場所につなぐ

④ 地域づくり



誰もが参加できる
地域づくりを進め、
支え合う地域を育てる

目指す姿

地域共生社会の実現

誰もが安心して、自分らしく暮らし続けられる地域へ



まとめ

- 重層的支援体制整備事業は、社会福祉法に基づく「地域全体の包括的支援体制づくり」
- 重層的な相談支援体制は、障害者総合支援法に基づく「相談支援の専門的な体制づくり」

重層的な相談支援体制（障害者総合支援法）

目的	障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし、 希望する生活を実現できるよう、相談支援の機能を 段階的に整え、支援体制を構築する
法律	障害者総合支援法
対象	障害福祉分野 (障害のある人とその家族)

<第3層>

地域における相談支援体制の
整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手 ⇒ 基幹相談支援センター、地域（自立支援）協議会

<第2層>

一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- 社会生活力を高めるための支援（ピアカウンセリング等）
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手 ⇒ 市町村相談支援事業

<第1層>

基本的な相談支援を基盤とした
計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
・サービス利用支援・継続サービス利用支援

主な担い手 ⇒ 指定特定相談支援事業所（計画相談支援）

2つの仕組みが連携し、
誰一人取り残さない支援を
地域で実現します。



重層的な相談支援体制

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

<第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

<第1層>

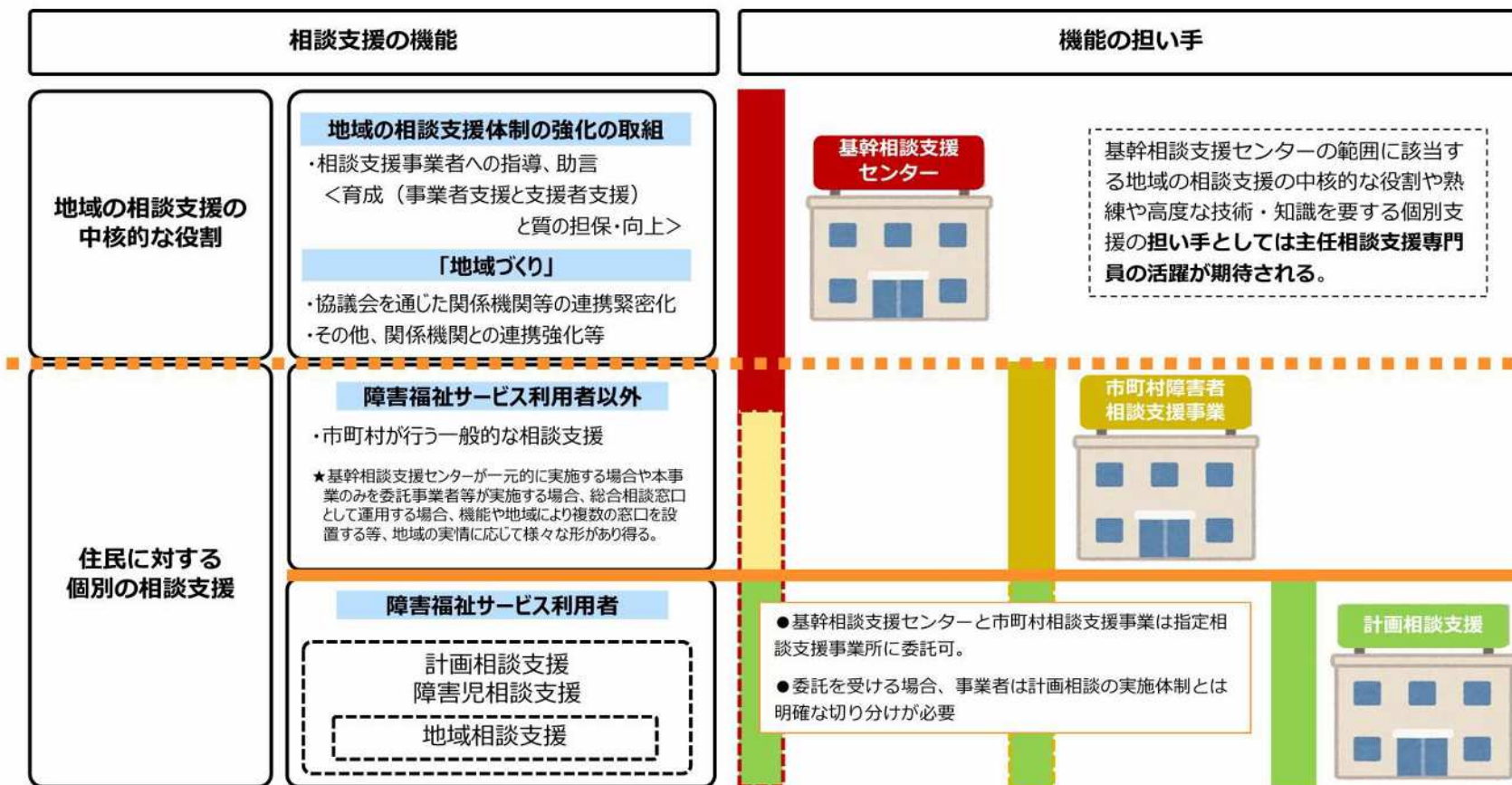
a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
 - ・サービス利用支援
 - ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

地域に必要な相談支援の機能と事業の役割（イメージ）

本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、正確性を期したものではない。



1 - ② 1 - ③

地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

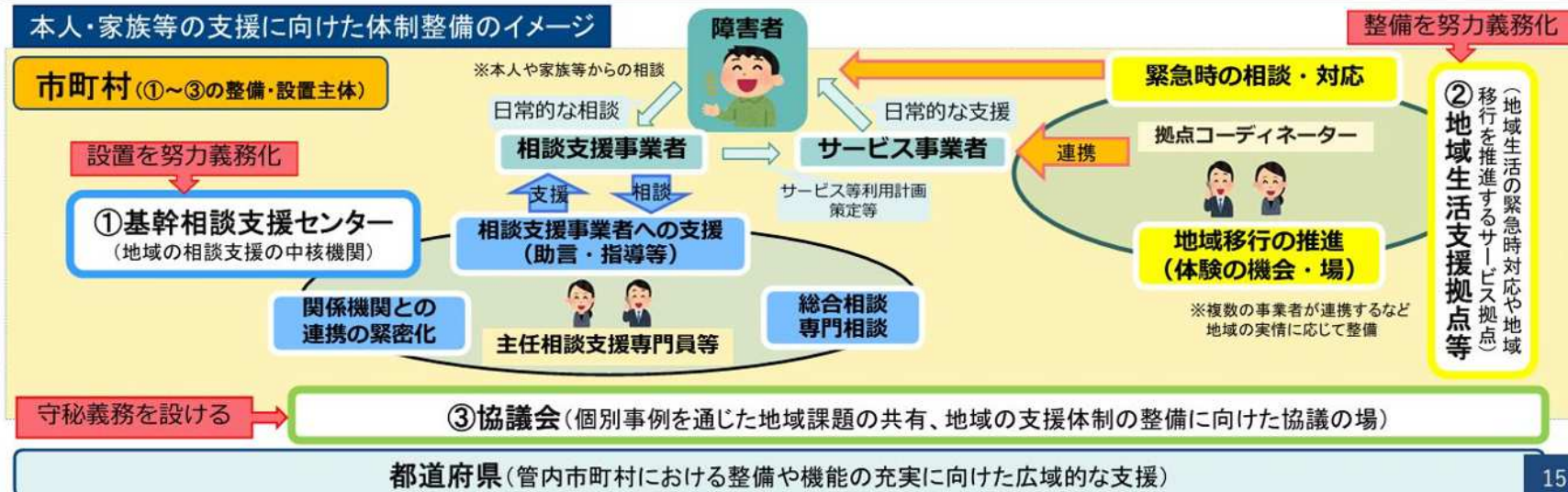
現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は6割程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約7割の市町村での整備にとどまっている。※令和6年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:1,270市町村(73%),基幹相談支援センター:1,045市町村(60%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- 基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



≡ 八王子市の状況(比較) ≡

令和6年度

※人口は1月1日現在、福祉の各数値は3月31日現在



人口
(令和6年1月1日住民基本台帳人口) 560,692



障害福祉サービス等受給者数
(令和6年3月末時点) 5,178



セルフプラン率
(障害者総合支援法分) 49.1%



障害児通所支援受給者数
(令和6年3月末時点) 2,333



セルフプラン率
(児童福祉法分) 84.6%

令和7年度

※人口は1月1日現在、福祉の各数値は3月31日現在



人口
(令和7年1月1日住民基本台帳人口) 559,083



障害福祉サービス等受給者数
(令和7年3月末時点) 5,231



セルフプラン率
(障害者総合支援法分) 47.2%



障害児通所支援受給者数
(令和7年3月末時点) 2,436



セルフプラン率
(児童福祉法分) 85.2%

計画相談 47事業所の分析

※総事業所数に対する割合



総事業所数 47事業所(100%)



機能強化型Ⅰ 2.1% (1事業所)



機能強化型Ⅲ 8.5% (4事業所)



機能強化型Ⅳ 2.1% (1事業所)



機能強化なし 89.4% (42事業所)



主任配置Ⅰ 4.3% (2事業所)



行動障害支援体制あり 21.3% (10事業所)



要医療児者支援体制あり 19.1% (9事業所)



精神障害者支援体制あり 34.0% (16事業所)



ピアサポート体制あり 10.6% (5事業所)



地域生活支援拠点等
該当 21.3% (10事業所)

令和6年から令和7年への比較

	令和6年度		令和7年度	増減
人口	560,692	→	559,083	(-1,609)
障害福祉サービス等受給者数	5,178	→	5,231	(+53)
セルフプラン率(障害者総合支援法分)	49.1%	→	47.2%	(-1.9ポイント)
障害児通所支援受給者数	2,333	→	2,436	(+103)
セルフプラン率(児童福祉法分)	84.6%	→	85.2%	(+0.6ポイント)

資料：厚生労働省 障害者相談支援事業の実施状況等について、及び東京都 東京都障害者サービス情報より

「八王子市ぽしえっと」に記載されている相談支援機関一覧

困ったとき、悩んだときは、ひとりで抱え込まずに、まずは身近な相談窓口へご相談ください。

行政



八王子市
障害者福祉課

- 障害福祉サービスの申請・支給決定
- 制度相談
- 障害者虐待・差別相談
- 各種手続き

市委託相談支援事業（委託相談）

主な対象：障害福祉サービス利用者以外



あくせす

主に精神障害のある方を対象に、生活相談、福祉サービス利用支援、地域活動支援センター、居住支援



待夢（たいむ）

主に精神障害のある方や家族への生活相談、福祉サービス利用支援、権利擁護、専門機関への紹介



ぴあらいふ

主に身体・知的障害のある方への地域生活支援、自立生活支援、関係機関との連携



サポート南多摩

主に身体・知的障害のある方への生活相談、福祉サービス利用支援、ピアカウンセリング、自立生活支援



八王子地域生活支援室 高尾

福祉サービス利用援助、社会資源活用、ピアカウンセリング、権利擁護、地域生活支援

計画相談

主な対象：障害福祉サービス利用者



指定特定相談支援事業所

- サービス等利用計画の作成
- サービス利用調整
- 担当者会議の開催
- モニタリング

基幹相談



基幹相談支援センター

- 地域の相談支援体制整備
- 相談支援専門員への後方支援
- 人材育成・研修の実施
- 困難事例への助言・調整
- 地域課題の把握・検討
- 自立支援協議会の運営支援
- 関係機関とのネットワークづくり

就労相談

ふらん
(就労・生活支援センター)



- 一般就労を希望する方への就職相談
- 就職活動支援
- 職場定着支援
- 生活面の相談

TALANT
(障害者就業・生活支援センター)



- 障害特性に応じた就労支援
- 就職活動支援
- 職場実習
- 就職後の定着支援

ハローワーク八王子



- 求人紹介
- 職業相談
- 応募支援
- 就職後のフォロー

専門相談機関



ハ王子市保健所保健対策課

こころの健康相談、精神保健相談、依存症・アルコール・思春期など精神科医による専門相談、家族グループ支援



発達障害児支援室「からふる」

発達障害・発達に気になる子どもの相談、療育支援、保護者・教育機関への支援



東京都発達障害者支援センター「おとなTOSCA」

成人の発達障害に関する相談、情報提供、関係機関との連携、機関コンサルテーション



東京都発達障害者支援センター「こどもTOSCA」

子どもの発達障害に関する専門相談、保護者支援、関係機関支援、ペアレントメンター事業



東京都立多摩総合精神保健福祉センター

精神保健全般、依存症、思春期・青年期などの専門相談、家族教室・本人グループ



東京都心身障害者福祉センター（高次脳機能障害）

高次脳機能障害に関する生活・就労・家族相談



南多摩高次脳機能障害支援センター

高次脳機能障害者・家族・支援者への相談、講習会、症例検討会、地域ネットワーク構築



八王子市高次脳機能障害者相談室 はっぱ

高次脳機能障害の当事者・家族への生活・就労相談、地域生活支援



東京都多摩若年性認知症総合支援センター

若年性認知症に関する相談、就労・介護・社会保障・障害制度の情報提供、申請支援

救急・夜間相談



精神科救急医療情報センター

夜間・休日の精神科救急受診相談、受診調整



東京都保健医療情報センター「ひまわり」

保健・医療相談、医療機関案内（24時間）

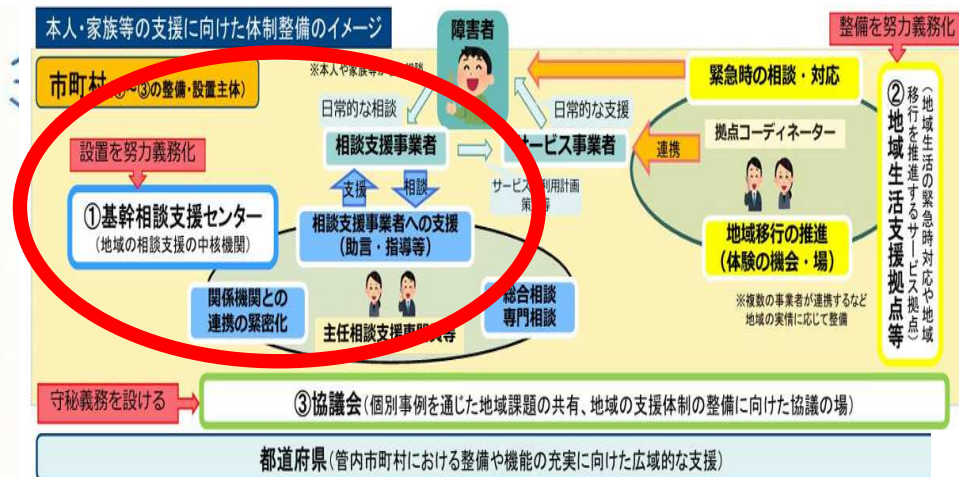


※ 対象や相談内容によって、窓口が異なります。まずは身近な相談先にご相談ください。

※ 各相談機関は連携して支援します。必要に応じて適切な機関へつなぎます。

ぽしえっと 八王子市メンタルヘルスガイドブック記載内容をAIを活用して整理しました。
詳しくは八王子市役所ホームページにあります「ぽしえっと」をご覧ください。

基幹相談支援センター



設置	直営（一部業務を一般社団法人おおりりへ委託）
開設	令和7年4月1日
構成員	(1)障害者福祉課8名（兼務）：相談等2名、自立支援協議会（各部会を含む）6名 (2)一般社団法人おおりり 八王子市基幹相談支援センター ・常勤4名：相談員3名、事務職員1名 ・アドバイザー（非常勤）6名 ※市内相談支援事業所から地域の相談支援体制の強化などについて担うことが可能な中核人材を募集し、同意を得た事業所から職員が出向する形態をとり、合同で法人を設立

右上図は令和7年度 厚生労働省 障害者地域生活支援体制整備事業「全国ブロック会議」研修資料を加工